

市長（作野広昭君）

小川議員の質問にお答えをいたします。

介護保険事業を県レベルの事業会計とすることは、財政運営の安定化、事務の効率化、保険料の均一化等のメリットはあると思いますが、一方で介護保険制度においては高齢化率や介護サービス、介護保険料など市町単位での開きが大きいため、地域の実情に応じて提供される地域密着型サービスや介護予防事業、さらに介護保険以外の高齢者福祉事業の実施状況等を勘案すると、身近な市町での制度運営が高齢者の福祉サービスの向上につながると考えております。

また、現行制度においては地域により介護サービスの需要がことなるため、県全域で均一な保険料の負担やサービスを供給した場合、かえって負担と給付に関する公平性を損なう面もあり、保険料が高くなる市町の合意を得ることも難しいと思われます。しかしながら、財政基盤の安定化を図らなければ、今後、制度そのものの存続が困難となることも予想されることから、制度の抜本的見直しや十分な財政措置について、全国市長会を通じて国に要望していくこととしております。